

## 各種保育利用料補助制度に関する要領

令和3年4月1日  
改正 令和4年1月28日  
改正 令和4年4月1日

### 1 目的

山形大学に所属する女性研究者に対し、夜間保育、休日保育、病児・病後児保育、学童保育の利用料金及び大学入学試験等の業務のための一時預かりの利用料金を補助し、仕事と育児の両立を支援することを目的とする。

### 2 支援対象者

支援の対象となるのは、本学に所属する国立大学法人山形大学職員人事規程別表に掲げる職員のうち、教員及び医員(年俸制の者に限る。)で、小学校6年生までの子どもを養育する女性研究者とする。

### 3 補助額

補助される額は、子ども一人につき年間二万円を限度とする。  
ただし、下記4⑤の場合は、年間二万円の限度に含まれない。

### 4 支援の対象となる保育

支援の対象となるのは、次に掲げる事業者(ファミリーサポートセンター等)による保育で、親族・知人によるものは除く。ただし、事業者への保育依頼が困難である場合には、ベビーシッターに保育を依頼することができるものとする。

- ① 夜間保育(延長保育を含む)
- ② 休日保育(ただし、通常保育及び延長保育を除く)
- ③ 病児・病後児保育
- ④ 学童保育
- ⑤ 大学入学試験(大学入学共通テスト・個別学力テスト・推薦入試など)の業務のために利用する一時預かり

### 5 保育実施場所

- ① 夜間保育、休日保育、病児・病後児、学童保育の保育事業者において指定された場所
- ② その他申請により各機関の承認を得て保育を行う場所

### 6 申請方法

- (1) この要領により支援を希望する者は、第4項①～④については4月末までに、第4項⑤については、利用する日の2週間前までに、保育利用料補助登録申込書(様式1)に、母子手帳の写しなど親子関係を示す書類を添えてダイバーシティ推進室に提出し、登録する。
- (2) 前号の登録を行い、第4項の保育を利用した者は、四半期毎(4～6月、7～9月、10～12月及び翌年1～2月)に最終月の翌月15日まで(休日の場合は前日まで)に保育利用料補助申請書(様式2)に記入の上、次に掲げる書類を添えて、ダイバーシティ推進室に提出する。

- ①口座振込依頼書(初回のみ)
- ②領収書原本
- ③保育の利用明細書(本制度に基づく補助の適用範囲内であることを確認できる書類)(原本)

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年1月28日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。